



平成25年(ワ)第478号等 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 125名

被告 東京電力株式会社, 国

原告第41準備書面
(被告国準備書面(15)に対する反論)

平成26年12月15日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克 昌



外

第1 はじめに

被告国は、準備書面(15)において、原告らが第26準備書面で主張した結果回避措置のうち、①防波堤・防潮堤の設置(第2)、②タービン建屋の水密化(第4・2項)、③配電盤設置場所の多様性(第4・1項)及び非常用ディーゼル発電機の高所への移動(第4・4項)、④海水ポンプの保護及び補強(第5)の結果回避措置については、実用発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の変更を要するものであり、法令上、経済産業大臣は、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項について、省令62号を改正し、あるいはこれを改正した上で技術基準適合命令を発令することにより是正する規制権限を有していなかった、と主張する。

そこで、本書面では、この被告国の主張に対する反論をする。

第2 段階的安全規制は、後段規制における経済産業大臣の規制権限の範囲を限定する論拠とはならない

1 被告国が論拠とする伊方原発訴訟最高裁判決について

(1) 実用発電用原子炉施設に関する安全規制については、原子炉設置の許可、設計及び工事の方法の認可、使用前検査、保安規定の認可、定期検査などの段階的安全規制の体系が取られていることは、被告国が主張するとおりである。

(2) 被告国は、原子炉の設置許可を前段規制、設置許可後の規制を後段規制とした上で、前段規制である設置許可では、基本設計ないし基本的設計方針の妥当性が審査され、これに続く後段規制では、基本設計ないし基本的設計方針の安全に関わる事項が妥当であることを前提に、具体的な設計や工事方法の妥当性を審査するのであって、基本設計ないし基本的設計方針の妥当性は審査されないと主張している。

そして、その論拠として伊方原発訴訟最高裁判決を引用している（被告国準備書面（5）・13頁，被告国準備書面（15）・4頁）。

(3) しかし、同最高裁判決は、設置許可処分の取消訴訟における審査の対象に関する判示であり、炉規法や電気事業法が、最初の規制である設置許可の後に、前述のような各規制を規定していることに着目して、「原子炉の設置の許可の段階においては、専ら当該原子炉の基本設計のみが規制の対象となるのであって、後続の設計及び工事方法の認可の段階では規制の対象とされる当該原子炉の具体的な詳細設計及び工事の方法は規制の対象とはならないものと解するべきである。」と判示したものである。

すなわち、同最高裁判決は、前段規制の範囲を認定しているのであって、後段規制における原子炉施設の安全性の審査の際に、経済産業大臣に、基本設計ないし基本的設計方針に関する事項について、規制権限があるか否かについて言及したものでないことは明らかであり、同最高裁判決を論拠として引用する被告国の主張は失当である。

2 被告国の主張は段階的安全規制の趣旨に反することについて

- (1) そもそも、炉規法と電気事業法が、原子炉の設置から廃炉に至るまでの様々な段階において行政庁の安全規制への関与を設けている趣旨、すなわち段階的安全規制を採っている趣旨は、万が一にも原子炉による災害が起こらないようにするために、行政庁が各段階における最新の科学的技術的知見に即応した安全基準を多重的に策定して安全確保を徹底することにある。
- (2) しかし、被告国の主張は、設置許可の時点における科学的技術的知見に基づいて策定された安全基準に基づいていったん設置許可がなされた後は、その後の年月の経過のなかで科学的技術的知見が発展して、設置許可時点における基本設計ないし基本的設計方針に関する事項の安全基準が、災害を防止する上で不十分あるいは不適切なものであることが客観的に明らかになっても、後段規制をする経済産業大臣は、既存原子炉を運転する事業者に対しその是正を命じることができないというものであり、前述の法が段階的安全規制を採った趣旨に明らかに反する主張である。法が段階的安全規制を定めていることを理由に、経済産業大臣の規制権限を否定する被告国の主張は、目的と手段を逆転したもので、不合理極まりない。
- (3) さらに、電気事業法39条1項が経済産業大臣に省令で技術基準を定める権限を委任した趣旨は、最新の科学的技術的知見に即応して適時にかつ適切に、省令を追加・改正し、原子炉の安全を確保することにある。経済産業大臣には後段規制において基本設計ないし基本的設計方針に関する事項を是正する規制権限がないとすれば、行政庁には既存原子炉を運転する事業者に対して最新の科学的技術的知見に応じた原子炉の安全を確保させる権限がないという、極めて不合理なことになる。したがって、被告国の主張は、電気事業法が経済産業大臣に技術基準を定める権限を委任した趣旨にも反する。

第3 電気事業法の規定も後段規制における経済産業大臣の規制権限の範囲を限

定していない

1 技術基準による規制範囲は限定されていないことについて

(1) 被告国は、省令62号の技術基準は、前段規制で基本設計ないし基本的設計方針の妥当性が確認されていることを前提に、後段規制において事業用電気工作物の具体の部材、機器等の機能や安全性等を維持するための基準として位置付けられている旨主張する（被告国準備書面（15）・6頁など）。

(2) しかし、電気事業法39条2項1号は、「事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること」と定めている。すなわち、経済産業大臣が定める技術基準は、原子炉による災害を防止することができる内容であることを求めている。

一方、電気事業法には、技術基準によって規制する範囲について、基本設計ないし基本的設計方針に関する事項を除くなどといった経済産業大臣の規制権限を限定するような規定は全く存在しない。

したがって、原子炉による災害を起こす危険性をもたらすものであれば、基本設計及び基本的設計方針に関わる事項であろうとも、技術基準として定めることは可能というべきである。

(3) 以下に、本件事故当時の省令62号の技術基準の規定を挙げる。

第4条

原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象（地すべり、断層、なだれ、洪水、津波、高潮、基礎地盤の不同沈下等をいう。ただし、地震を除く。）により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

第33条

4 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性、及び独立性を有し、その系統を構成する機械器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異

常な過渡変化時又は一次冷却材喪失等の事故時において工学的安全施設等の設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。

これらの規定の文言を素直に読めば、「防護措置」や「その他の適切な措置」（4条）、「多重性又は多様性、及び独立性を有」する措置（33条4項）から、基本設計ないし基本的設計方針の変更を要する措置が除かれている、とは解されない。

2 技術基準適合命令を発することができる範囲について

(1) 前述のとおり、経済産業大臣は、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に関する事項を含む技術基準を定める権限を有しているが、そのことの当然の帰結として、経済産業大臣は、原子炉施設が技術基準に適合しない場合は、それが基本設計ないし基本的設計方針の変更を要するものであったとしても、技術基準適合命令により是正することができたといえる。

(2) また、電気事業法40条は、技術基準適合命令の内容として「事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる」と定めている。

特に、「改造」「移転」「使用制限」という命令には、基本設計ないし基本的設計方針の変更を要する場合があります。このような命令を発する権限が認められていることは、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項についても技術基準に定めることができ、その技術基準に適合しない場合を法が予定している、と解することができる。

したがって、本件事故時、経済産業大臣が、原告が主張する上記①～④の結果回避措置をとるように命じる技術基準適合命令を発することは法令上可能であったというべきである。

第4 被告国の主張の帰結は、極めて不合理である

1 被告国は、後段規制において経済産業大臣は基本設計ないし基本的設計方針

の安全性に関わる事項を是正する規制権限を有しないという自らの主張の帰結として、既存の原子炉施設において基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項に問題が生じた場合は、経済産業大臣は事業者に対し設置変更許可処分の変更を促す行政指導を行い、これに応じて申請しない場合には設置許可処分の取り消しにより是正するほかないと主張する（被告国準備書面（15）・10頁）。

2 しかし、絶対に起こしてはならない原子炉による災害を防止するために経済産業大臣が行使できる権限が、強制力のない行政指導と、原子力事業者の法的安定性を著しく損なう設置許可処分の取消しという極端な手段しかないという帰結は、法的規制の在り方として余りに不合理であり、そのような法の解釈は誤りであると言わなければならない。

3 なお、被告国が既存の原子炉施設において基本方針ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項に問題が生じた場合に、設置許可処分の取り消しが可能であるとする理由は不明であるが、本件事故時点でもそれが可能であったというのであれば、被告国は、本件事故時点で原子炉の設置許可基準や技術基準を含めた原子炉施設に関わる安全基準を既存原子炉に遡及的に義務づける（バックフィット）ことが可能であったことを自認しているということができる。

第5 改正炉規法によって経済産業大臣が基本設計ないし基本的設計方針を是正することが可能となったのではない

1 被告国は、平成24年改正後の炉規法43条の3の23に、使用停止等処分を行いうる場合として新たに設置許可処分の基準に適合しない場合が加えられたことによって、経済産業大臣が基本設計ないし基本的設計方針の是正を図ることが可能になったと主張する（被告国準備書面（15）・12乃至13頁）。

2 確かに、改正前はこの明文規定は存在しなかったが、そのことから、経済産業大臣に、基本設計及び基本的設計方針に関する事項につき、省令制定権限、

技術基準適合命令を行う権限がなかったということにはならない。

前述のとおり、数十年にわたって稼働する原子力発電所に対し、万が一にも原子炉による災害が起こらないようにするためには最新の科学的技術的知見に即応した安全確保のための措置をとることが必要である。そのため、経済産業大臣が新しい技術基準を制定して、その基準を既設原子力発電所にも適用することは、それが基本設計ないし基本的設計方針に関係する事項であろうとも、電気事業法が経済産業大臣に委任した権限の範囲に含まれると解するのが、あるべき法の解釈である。

したがって、現在の炉規法43条の3の23の規定は、経済産業大臣にこれらの権限があることを確認するために明文化したものというべきである。

以上